

①

日本国際博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名			
当期積立額	1	円	期首現在額	9	円	
積立限度額の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	2	平方メートル	当期取崩額	10	
	54万円に同上の数を乗じた金額	3	円	当期積立額(1)	11	
	同上のうち、集合館の場合又は共同出展の場合の負担金額	4		差引期末現在額(9) - (10) + (11)	12	
	出展参加契約をした日と平成14年7月1日のいずれかの遅い日	5	平 . .	減算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	13
	(5)から平成17年3月24日までの間に含まれる当期の月数	6	月		当期中において益金の額に算入すべき金額	14
	積立限度額((3)又は(4)) × $\frac{(6)}{33月}$	7	円		積立限度超過額(8)	15
	積立限度超過額(1) - (7)	8		期末日本国際博覧会出展準備金(12) - (13) - (14) - (15)	16	

別表十二(五)

平十四・七・一以後終了事業年度分

別表十二（十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で2005年日本国際博覧会を主催する団体等との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが、措置法第57条の2《日本国際博覧会出展準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「積立限度額の計算」の「同上のうち、集合館の場合又は共同出展の場合の負担金額4」には、その出展の形態が集合館の場合又は共同出展の場合（以下「共同出展等の場合」といいます。）に、「54万円に同上の数を乗じた金額3」の金額にその出展をする法人に係

る分担割合等に乗じた金額を記載します。

なお、この場合の分担割合等とは、財団法人日本国際博覧会協会との間に取り交わす出展参加契約書の添付書類である計画書において定められている「出展に要する費用の分担割合」等合理的な負担割合をいいます。

- 3 「積立限度額の計算」の「積立限度額 ((3)又は(4))
 $\times \frac{(6)}{33\text{月}} 7$ 」は、共同出展等の場合には「(3)又は」を消し、共同出展等の場合以外の場合には「又は(4)」を消します。